

## 埼玉県制度 検証のポイントについて

---

## 講師プロフィール



**一般財団法人日本品質保証機構（JQA）**

**地球環境事業部 事業開発室 次長  
兼 サステナビリティ教育グループ長**

**藤波 岳史**

**<担当職務>**

- ・カーボンフットプリントの技術支援および検証サービスの開発
- ・バッテリー規則に係る調査
- ・金融庁「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG」へのOB参加
- ・各種サステナビリティ関連の教育コンテンツの開発

|              |                                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------|
| 名称<br>(英文名称) | 一般財団法人 日本品質保証機構 (JQA)<br>(Japan Quality Assurance Organization) |
| 理事長          | 石井 裕晶                                                           |
| 本部所在地        | 東京都千代田区神田須田町1-25                                                |
| 設立年月         | 1957年(昭和32年)10月28日                                              |
| 役職員数         | 1,064人(2024年4月1日現在)                                             |
| 事業収入         | 205億円(2023年度) ※関連グループ会社含む                                       |
| 事業所          | 東京、愛知、大阪、福岡等、全国19ヶ所                                             |



# JQAの主な事業内容

## 1. ISO認証（ISO 9001・ISO 14001 etc）

ISO 9001（品質）やISO 14001（環境）、ISO/IEC 27001（情報セキュリティ）をはじめ、医療機器・自動車・航空宇宙・食品・労働安全といった規格まで、「総合力」と「専門性」を兼ね備えたISO認証を行います。



## 2. 電気・電子、医療機器、車載機器の認証・試験

電気・電子製品、医療機器や車載機器などに対し、国内外の規格・基準に基づく試験や認証を行っています。



## 3. 計測器の校正・特定計量器の検定

計量標準を産業界へ供給するための機関として、幅広い分野の計測器（測定器）の校正や計量法に基づく特定計量器の検定を行っているほか、さまざまな計測に関連するサービスを提供しています。



## 4. JISマーク認証

全世界を対象に、さまざまな鉱工業品に対し、JISマーク認証を行っています。



## 5. 地球環境に関する審査・評価・支援

温室効果ガス排出量・吸収量の審査・検証、環境情報の評価などを通じて、地球環境問題解決に向けた組織（企業・自治体など）の活動を支援しています。



## 6. ロボット安全評価・ドローンサービス品質認証

ロボットの設計・開発段階からの各種サポートを通じて安全・安心なロボットの普及に貢献しております。

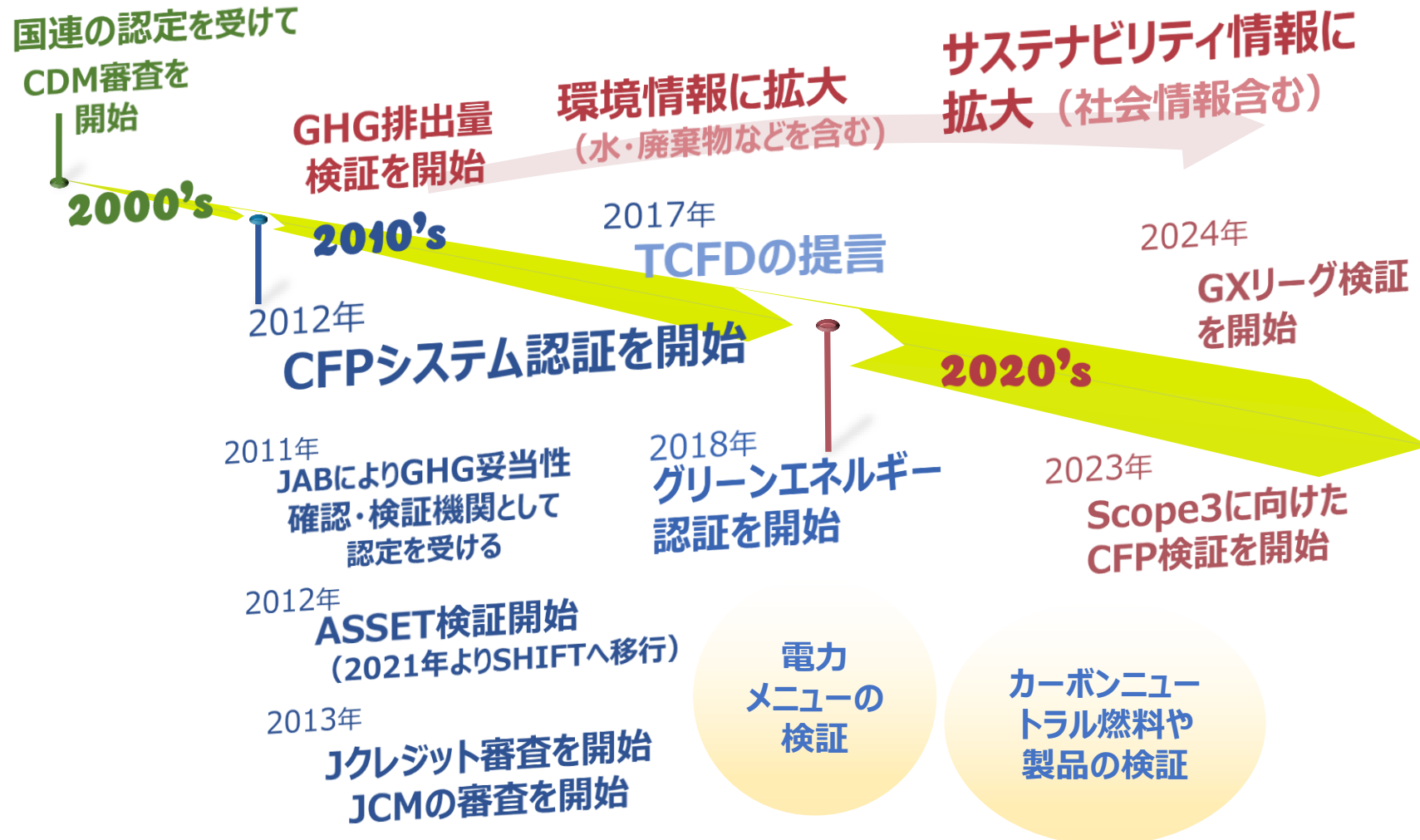


## 7. マテリアル試験

ビルの建設や高速道路・橋梁など社会インフラ整備に必要な材料試験に加え、建設現場で要求される品質管理のトータル支援を行っています。  
また、災害発生時には被災状況の証明に立ち会うなど、人々の街での暮らしに寄与するさまざまな証を提供しています。



# JQA 地球環境事業部の20年の歩み



# JQAの特徴

20年以上の実績を基に公正・中立な第三者検証を提供しております

## 国際規格に基づく 検証能力

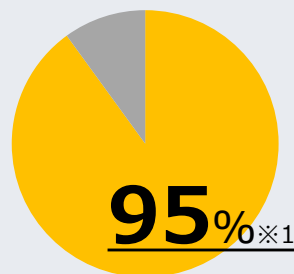
### 認定実績



※3：環境情報を妥当性確認及び検証する機関の一般原則及び要求事項

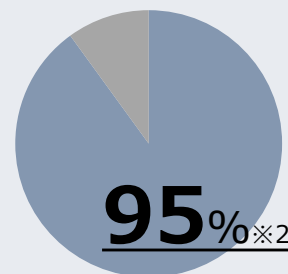
## お客様からの 高い満足度評価

### 満足度



※1：2023年度JQAアンケート結果より

### 継続率



※2：2022～23年度ご契約状況より

## 業界有識者 としての評価

### 参加団体

- **金融庁主催**  
サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG  
－ **委員**
- (一社)温室効果ガス審査協会  
－ **代表理事**
- (一社)サステナビリティ情報審査協会  
－ **副会長**

# JQA サステナビリティに関する取り組み

20年以上の実績を基に公正・中立な第三者検証を提供しております

01

サステナビリティ情報の  
第三者検証

02

GX-ETS(排出量取引制度)の  
第三者検証

03

J-クレジット制度の審査・検証

04

CDM/JCM(二国間クレジット制度の  
審査・検証

05

カーボンニュートラルガスメニューの  
第三者検証

06

再生可能エネルギー  
電力メニューの第三者検証

07

カーボンフットプリントの第三者検証

08

グリーンエネルギー認証の  
制度運営・認証  
(グリーン電力証書/グリーン熱証書)

## 目次

---

### **01 検証とは**

---

### **02 検証業務の流れ**

---

### **03 検証時に必要な根拠書類（例）**

---

### **04 検証のポイント**

---

## 目次

---

# 01 検証とは

---

## 02 検証業務の流れ

---

## 03 検証時に必要な根拠書類（例）

---

## 04 検証のポイント

---

# 検証とは

埼玉県制度における排出量の検証とは、次の2つの点について第三者の立場でチェック、判断すること。

1. 検証先事業者により行われた排出量の算定が、  
「エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量算定ガイドライン」に従っているか
2. 算定や集計の結果が適切であるか

(エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量検証ガイドラインp.3より)

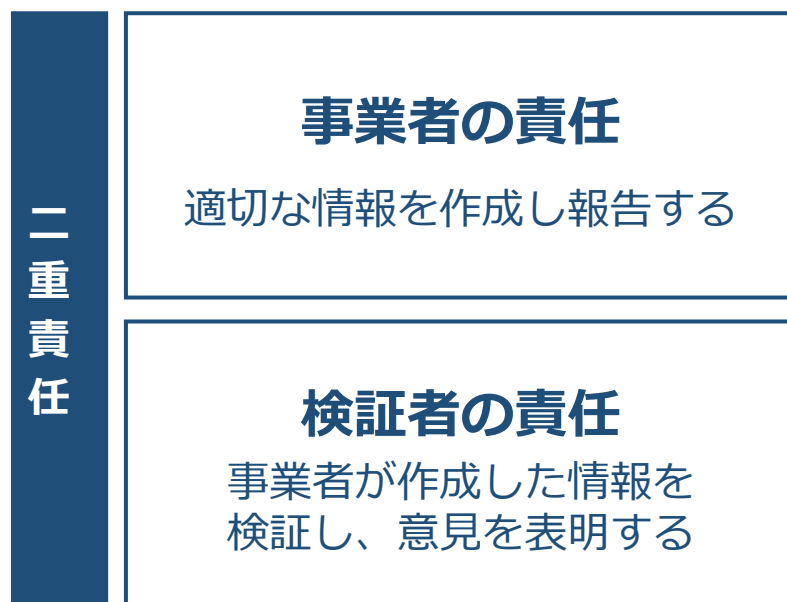
## 検証に対する特定事業者の対応

**「検証の際には、特定事業者は要求された情報の提示、現地訪問への対応等を行う。」**

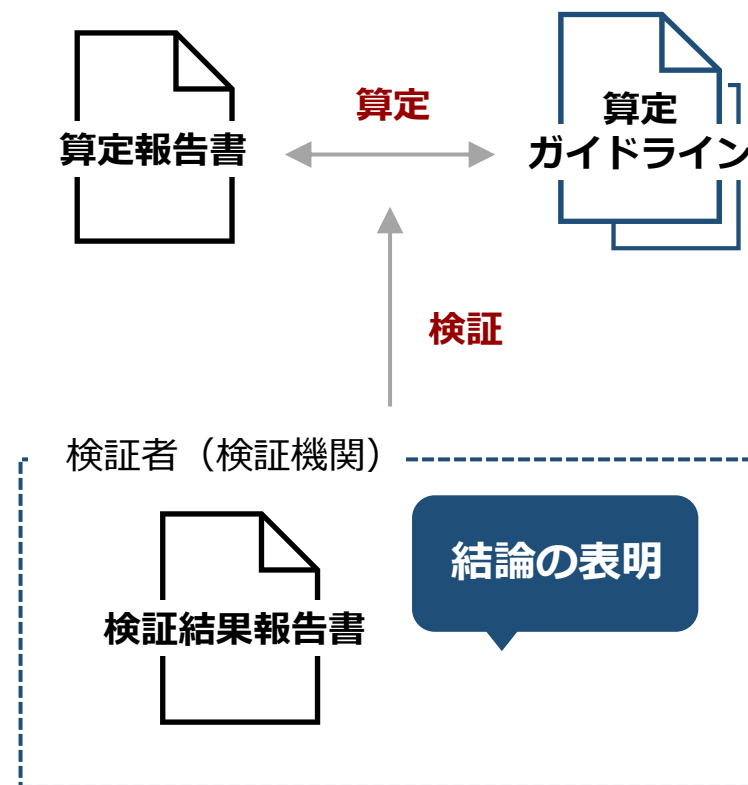
(エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量算定ガイドライン p.10より)

## 二重責任の原則

検証は二重責任の原則に基づいて実施される。



排出量情報の信頼性の向上



## 検証基準

---

検証は2つの基準（規準）に基づいて実施される。

### 判断基準（＝算定基準）

「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度における  
エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量算定ガイドライン」

（2024年5月改正）

### 実施規準

「目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量  
検証ガイドライン」

（2024年5月改正）

# 目次

---

## 01 検証とは

---

## 02 検証業務の流れ

---

## 03 検証時に必要な根拠書類（例）

---

## 04 検証のポイント

---

# 検証業務の流れ

## Step 1

### 検証の計画

- ・ 利害相反回避の確認
- ・ 検証チームの編成
- ・ 概要把握
- ・ リスク評価  
(検証留意事項の評価)
- ・ 検証計画策定

## Step 2

### 検証の実施（現地検証）

- ・ 事前説明
- ・ 現地検証
- ・ 現地検証のとりまとめ、クロージング

## Step 3

### 検証結果のとりまとめと報告

- ・ 検証結果のとりまとめ、報告書の作成
- ・ 検証結果の品質管理手続き、意見の確定
- ・ 検証報告書の提出

## 検証業務の流れ（Step 1）

検証の計画  
（場所・検証機関）

### 利害相反回避の確認

検証先事業所と検証のための契約締結前に、登録申請GLに定める利害相反に係る事項に検証機関として抵触していないことを確認

### 検証チームの編成

「検証主任者等」（検証主任者及び検証担当者）が検証業務を行うチームを編成

### 概要把握

事業所の事業内容、敷地境界の識別（建物の配置）、排出活動の特定、燃料等使用量監視点の把握、テナント入居状況、購買伝票等の種類及び数などの情報を入手

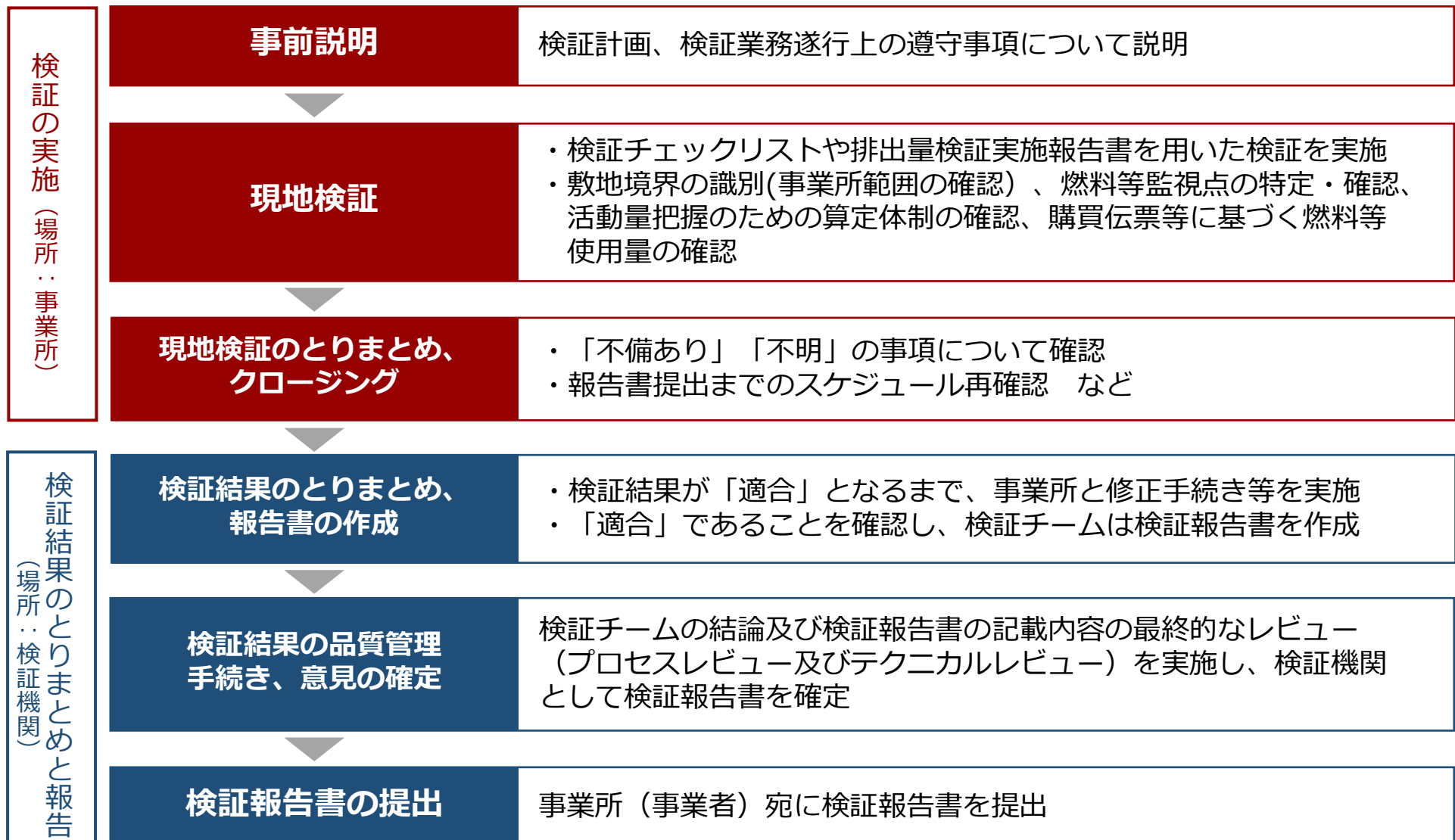
### リスク評価 （検証留意事項の評価）

把握した概要より、報告された排出量の誤りに繋がる可能性(リスク)がある事象を抽出し、リスクの大きさを評価

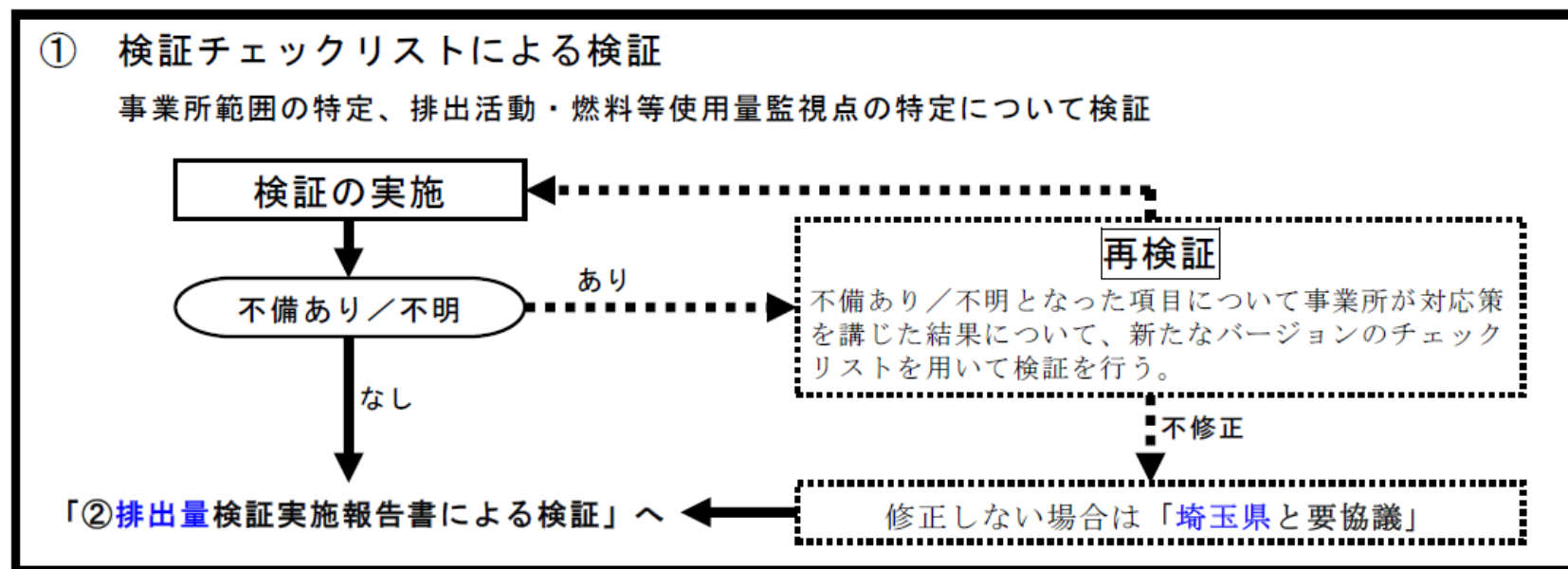
### 検証計画策定

- ・ リスク評価に基づき、検証方式（全数検証方式 or サンプルング検証方式）を選択
- ・ 検証方式に基づき、検証計画（検証チーム編成、役割分担、全体の検証工程、現地検証の内容）を作成
- ・ 現地検証における記録や文書の閲覧、工場/事業場/設備等の視察・観察、関係者への質問、排出量計算内容の確認等事項を掲載

## 検証業務の流れ（Step 2, 3）



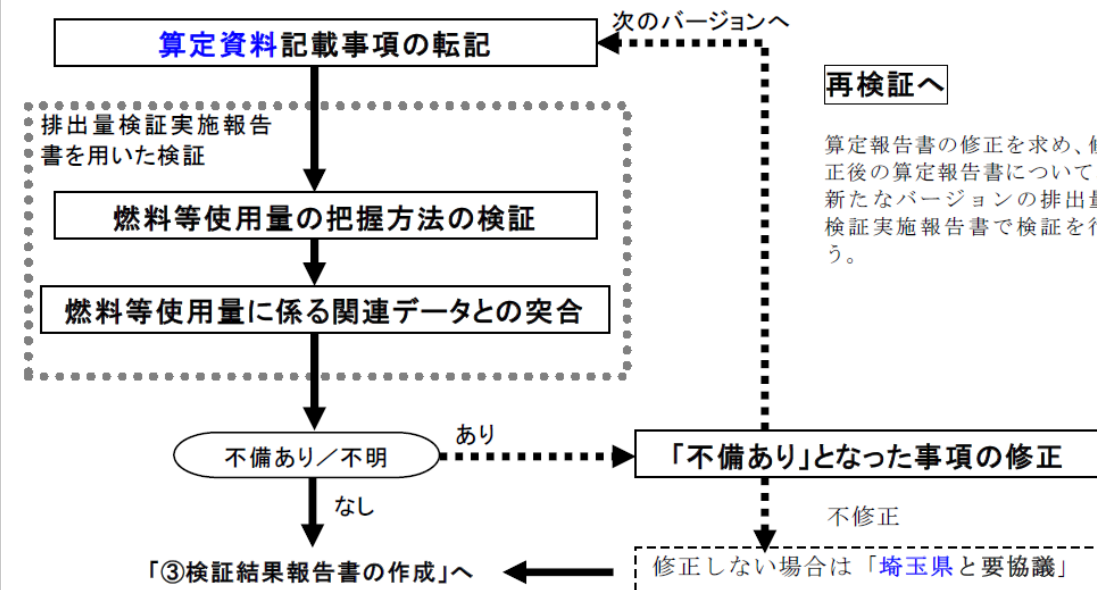
## 検証のフロー図（現地検証～） 1/2



# 検証のフロー図（現地検証～） 2/2

## ②排出量検証実施報告書による検証（全数検証を用いるケース）

燃料等使用量の把握、排出量の算定、原油換算エネルギー使用量の算定について検証



## ③ 検証結果報告書の作成

**適合**

チェックリスト、排出量検証実施報告書による検証を行い、**全て適合**になれば「適合」として終了する。

**埼玉県と要協議**

「不備あり」「不明」を残す場合は、「埼玉県と要協議」とし、その内容、事由等を詳述する。

## 検証結果に関するポイント

検証チェックリストおよび排出量検証実施報告書について、「不備あり」または「不明」が1つでも検証終了時まで残った場合、全体の検証結果を適合とすることはできません。

< 検証結果の種類 >



**全体の検証結果を適合とすることはできない**

### Point

以下の検証結果がすべて「適合」または「該当なし」であることが必要

- ・最新のバージョンの「検証チェックリスト」の「検証チェック項目」の検証結果
- ・最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」の「把握方法」の欄の検証結果
- ・全数検証方式を選択した場合、最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」に記載されている燃料等使用量に係る関連データとの突合の検証結果

※サンプリング検証方式を選択した場合、上記に加えて誤差の評価の結果が5%未満

# 目次

---

## 01 検証とは

---

## 02 検証業務の流れ

---

## 03 検証時に必要な根拠書類（例）

---

## 04 検証のポイント

---

## 検証時に必要な根拠資料（例） 1/2

### 事業所範囲の確定

- 事業所の名称、所在地、事業所番号が確認できる資料  
例：基準排出量の協議結果に係る埼玉県からの通知
- 事業所概要が把握できる資料  
例：会社案内、フロア図、事業所内配置図
- 建物の延床面積が確認できる資料  
例：建築確認申請書、建築基準法定期報告、工場立地法届出、消防法届出
- 事業所の敷地境界を判別できる公的な届出等  
例：建築確認申請書、建築基準法定期報告
- 隣接・近接の建物・施設の識別が確認できる資料  
例：不動産登記簿、名寄帳or課税明細書
- 事業所の所有者、主たる使用者が確認できる資料  
例：不動産登記簿、名寄帳or課税明細書、建築確認申請書
- エネルギー管理の連動性を判別できる資料  
例：配電図、ガス配管図、空気調和設備系統図

## 検証時に必要な根拠資料（例） 2/2

### 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

- 算定から除く排出活動（住宅用途、他事業所・他施設への供給、移動体供給の状況、再エネ、工事等）が判別できる資料  
例：建築物の用途がわかる資料、配電図、ガス配管図、空気調和設備系統図
- 燃料等使用量監視点を確認できる資料  
例：配電図、ガス配管図、危険物施設・少量危険物の届出、空気調和設備系統図
- 燃料等使用量監視点を持つテナントが把握できる資料  
例：テナント契約書、テナントリスト
- 供給を受けている蒸気等の確認できる資料  
例：熱供給事業者との契約書

### 燃料等使用量の把握

- 購買伝票等、自家発電機の運転・点検記録、算定体制の資料  
例：手順書

# 目次

---

## 01 検証とは

---

## 02 検証業務の流れ

---

## 03 検証時に必要な根拠書類（例）

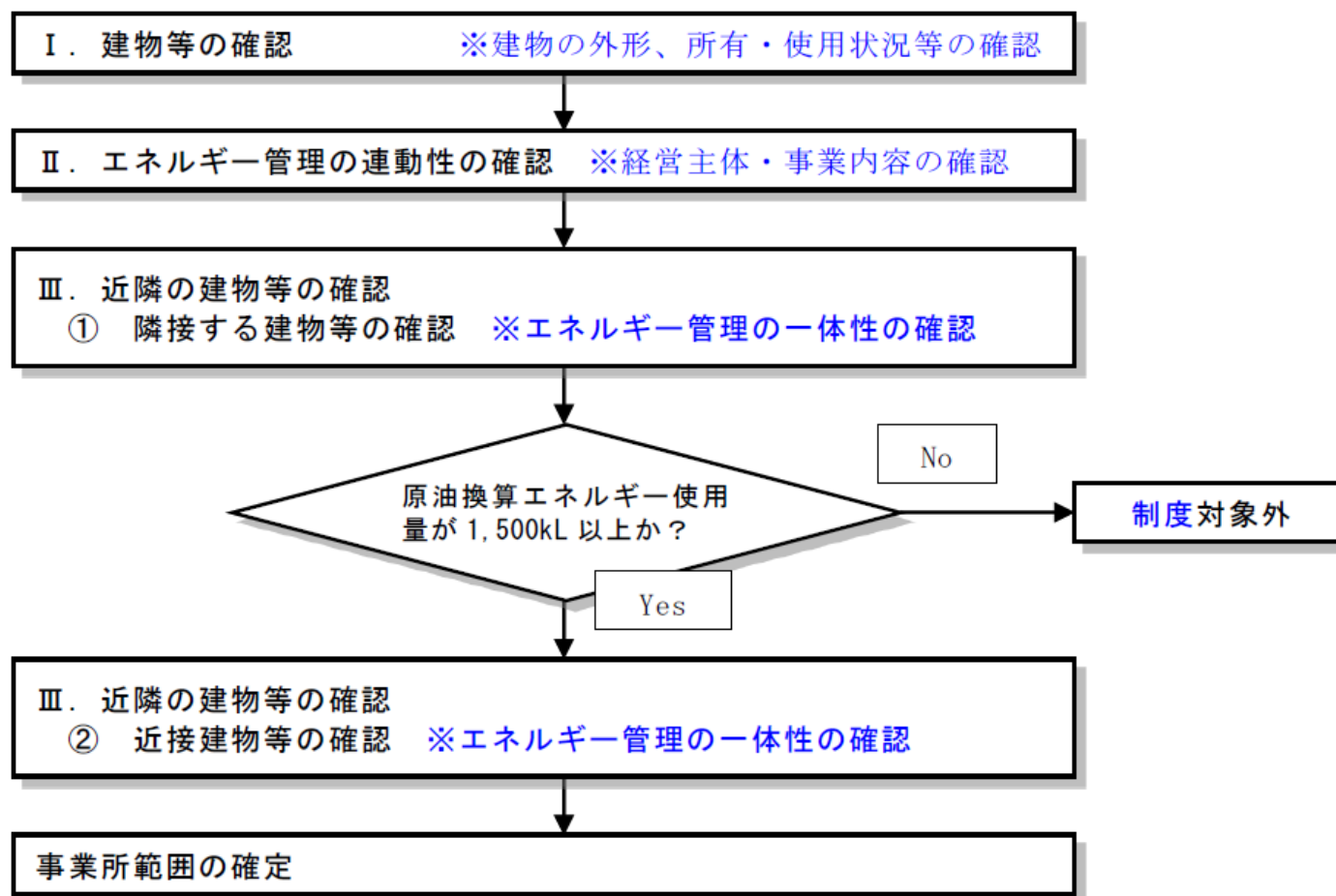
---

## 04 検証のポイント

---

## 事業所範囲の確定 1/4

事業所範囲は下記の流れに沿って特定する。



## 事業所範囲の確定 2/4

### Point

#### 所有者、主たる使用者の確認

- Check**  ・ 関連会社等の建物の所有者・使用者は？
- ・ 組合等の施設の所有者は？



- ・ 不動産登記簿、名寄帳or課税明細書、建築確認申請書等
- ・ 会社案内、フロア図、事業所内配置図等

### Point

#### 社員寮などがある場合



- Check**  ・ エネルギー管理の連動性：受電の流れはどうなっているか？
- ・ 住居以外の用途：倉庫や社内施設として使用していないか？



- ・ 建築物の用途がわかる書類（建築確認申請書等、消防法届出等）
- ・ 配電図、ガス配管図、空気調和設備系統図等

## 事業所範囲の確定 3/4

### Point

#### 隣接・近接の位置の建物について

**Check** ・所有者、主たる使用者は？

・一体的なエネルギー管理が行われているか？



- ・不動産登記簿、名寄帳or課税明細書、建築確認申請書等
- ・配電図（単線結線図等）、ガス配管図、空気調和設備系統図等
- ・最新の住宅地図等

### Point

#### 隣接・近接の位置の駐車場について

**Check** ・立体駐車場か、平面駐車場か？ ・土地の所有者は誰か？

・工作物（車止め、ゲート、精算機、外灯等）があるか？ 受電方法は？

・土地は賃貸していても外灯そのものを所有していないか？



- ・建築確認申請書等、不動産登記簿、名寄帳or課税明細書等
- ・賃貸借契約書、配電図（単線結線図等）

## 事業所範囲の確定 4/4

### Point

### 事業所範囲の変化の把握

#### Check ・建物の新築・増築や取り壊しがあったか？

- ✔ ある場合、新築・増築、取り壊し、除却した建物の面積がわかる書類、面積の変化のあった時期がわかる書類を用意（各月毎の延床面積を把握するため）



- ・ 建築基準法の確認申請書、確認済証、検査済証等
- ・ 工場立地法の変更申請（配置図含）
- ・ 各年度の名寄帳、課税明細書
- ・ 登記簿（除却の記録）
- ・ 登記されていない建物の扱い
- ・ 工事の記録（工程表、仕様書、工事の写真等）
- ・ 建設リサイクル法に基づく届出等



前回検証時となるべく同様の資料を用意  
（資料によって面積の把握方法が異なる場合があるため）

## 排出活動の把握 1/3

- ・ **直接排出**（燃料の使用）



購買伝票等、機器リスト、危険物届出、自家発電機の運転・点検記録等

- ・ **間接排出**（他人から供給された電気および熱の使用）



購買伝票等

### Point

### 移動体（自動車等）の扱い



自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、ナンバーの有無で判断。



自動車検査証等

#### 算定対象

**ナンバー無し**（敷地の範囲内で利用）

例：場内利用フォークリフト

#### 算定対象外

**ナンバー有り**（敷地の範囲外で利用）

例：営業車

## 排出活動の把握 2/3

算定対象から「除かなければならない」排出活動と「除くことができる」排出活動の2種類があるが、どちらにおいても、購買伝票での把握や特定計量器等での実測が不可能な場合は算定対象に含める。

### Point

### 算定対象から除く排出活動

#### 必須 除かなければならない

- ・ 駅において、鉄道輸送と不可分なもの
- ・ 住宅用途への供給
- ・ 他事業所への熱または電気の供給
- ・ 事業所外で利用される移動体への供給



- ・ 建築物の用途がわかる資料、配電図、ガス配管図、空気調和設備系統図等、熱供給事業者との契約書等

#### 任意 除くことができる

- ・ 少量排出
- ・ 工事のための燃料等の使用



- ・ 非常用発電機の仕様書（届出の有無、指定数量1/5未満かの確認等）
- ・ 工事の記録（工程表、仕様書、工事の写真等）、建設リサイクル法に基づく届出等

## 排出活動の把握 3/3

- ・ 実測の扱い



実測の記録、検定証印/検定ラベル/検定票、パワコン等の仕様書等

- ・ 再エネにより発電した電気及び熱の扱い



実測の記録、各種図面、パワコン等の仕様書、系統連系契約書等

**Check**

**算定の対象外とする活動は基準排出量の算定期間および削減計画期間を通して一貫しているか？**  
**（算定に含めたり、除外したりしてはならない。）**

## 燃料等使用量監視点の把握 1/2

### Point

### 監視点把握時の留意事項

**Check**  ・ 保管された燃料が何の用途で使用されているか

例：保管しているガソリンが営業車と場内利用フォークリフトのどちらの用途で使用されているか

**Check**  ・ 基準年度以降、廃止された監視点がないか

 ある場合、監視点一覧からは削除せず、備考欄に廃止年月日を記載

## 燃料等使用量監視点の把握 2/2

### Point

### 監視点がないことの確認（網羅的把握）

**Check**  ・ 監視点がないこと（危険物貯蔵の廃止、メーター撤去など）  
を確認できる資料があるか

- ✓ 直接的に監視点有無が把握  
できる根拠資料で確認
- ✓ 上記がない場合、間接的に  
監視点有無を把握できる  
ような、可能な限り信憑性  
の高い資料で確認



ヒアリングや  
現地目視等で確認

## 燃料等使用量の算定

### Point

#### 電気の昼夜別の判断

**Check**  ・ 購買伝票に力率測定用有効電力量が記載されているか？

・ 計算方法は適切か？



・ 購買伝票等



契約上の昼間時間、夜間時間とは異なる場合がある

### Point

#### ガスについて

**Check**  ・ 都市ガスの圧力補正が正しく把握されているか？（中間圧以上の供給/低圧の供給）

・ LPGを購入している場合、プロパン、プロパン混合、ブタンのどれを選択しているか？

・ LPGを重量単位以外で把握している場合の換算が正しく行われているか？



・ 購買伝票等

# 購買伝票類の用意

## Point

### 複数年分の検証を実施する場合の購買伝票

#### Check ・ 検証対象年度分の購買伝票をすべて用意できるか？

-  WEB購買伝票（電気、ガス）は過去2年分しか遡れないことが多い
-  商業施設など、テナントの入れ替わりが頻繁な場合、過去のガス伝票の入手が困難な場合がある
-  毎月の購買伝票が用意できない場合、**供給事業者**に**納入証明書等の発行を依頼**することも可能（社印を押印していただく）
-  東京ガスの場合、「**ガス使用量証明書（有料）**」の**発行を依頼**する方法もある（所定の手続きが必要）
-  電気の場合、供給元と販売者が異なる場合がある（購買伝票の発行者である販売者の排出係数を使用してしまうケースがある）
-  **契約書等で供給元の小売事業者を確認**

## 使用量 0 の確認

### Point

### 燃料等使用量が 0 の場合

**検証においては、使用量 0 = 空白とはならないので注意。**

- 都市ガス、電気は使用量が 0 でもメーターがあれば使用実績の連絡が届いている場合がある
- 年度途中でガスメーターの開栓・閉栓があった場合、その時期が確認できる資料が必要



購買伝票等（移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ など）

- 燃料等の購買量が 0 であった場合、当該燃料等の使用の有無、在庫の変化を確認できる資料が必要



購買伝票等、燃料の点検記録等

## 危険物貯蔵庫に保管されている燃料の確認

### Point

### 危険物貯蔵庫に保管されている燃料の用途・小出し槽の確認

- **洗浄用途のものは算定対象外**。ただし、用途が確認できない場合は算定対象
- 危険物の届出は用途の記載がないため、別途、用途記載のある資料が必要



危険物リストなどの危険物管理記録等

- 小出し槽（サービスタンク）については、給油可否を確認

## 検証のポイントまとめ

特に複数年（5年間）分の検証をまとめて受検する際は・・・

- ☑ 購買伝票等（自社分、テナント分）や各種公的資料をご準備ください。
- ☑ 建物の増減（増改築、取壊し等）や面積の変化について、整理し把握してください。
- ☑ （テナント等も含めた）燃料等使用量監視点の変化について、整理し把握してください。
- ☑ 担当者の異動、退職がある場合、検証対象年度の状況が確認できないことがあります。確実な引継ぎをお願いします。



上記ご留意いただき、  
複数年分の記録の準備、変化等対応できるように  
ご準備をよろしくお願いいたします。

## ご清聴ありがとうございました

---



子どもたちに、  
まだ見ぬ先の未来に、  
持続可能な地球を残すために

本件についてのお問合せは下記宛にご連絡ください。

地球環境事業部 担当：藤波、村島  
電話：03-4560-5600（代表）  
E-mail：[chikyu-edu@jqa.jp](mailto:chikyu-edu@jqa.jp)

本資料はお客様またはお客様内部で利用することを目的とし、当機構が信頼に足ると思われる情報に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性および信頼性を保証するものではありません。